



広報

こじがわ

2月15日

昭和46年(1971) No. 393

編集

越谷市役所行政課

毎月
232回
8月5日
(1日、
15日)
発行
第3種郵便物認可



とじて
保管し
ましょ

やわらかな日ざしが農家の庭先にさしこみ、まっ赤に

塗られた大小のダルマが、まぶしく写る。(写真は、ダ

ルマ作りに忙しい下間久里の中村千代松さん宅)

税金はみずから申告するものがたてまえです

確定申告の通知が届かない方で
あります。

事業税の申告をする方

申告書用紙は、市役所課税課に
申告のできる方は、申告をしなければ
ならないことになりますの
で、四十五年中に土地、建物など
を売つて譲渡所得のあつた方、あ
るいは貸家や事業など商売を始め
た方は申告をしてください。

所得税を申告しない営業者は、
事業税、市県民税の申告をしてい
ただきます。

県税事務所と市役所が共同で申
告会場を設けます。

事業税の申告をする方
所得税を申告しない営業者は
事業税、市県民税の申告をして
いただきます。
県税事務所と市役所が共同で
市会場を設けます。

所得税の申告をしない方は、市三月十五日までに市役所へ申告して下さい。
役所へ市県民税の申告をしていました
だきます。

給与所得者で特別徴収をされる
方、また給与支払報告書が、事業
所から市役所へ送られた方は、申
告の必要はありません。ただし、
給与のほかに所得のある方は、申
告していただきます。

昭和四十五年中に、越谷市内に
転入された方については、申告書
を送りませんから、必要な方は市
役所課税課へご連絡ください。

昨年市内へ転入
された方は

市県民税の申告は

告していただきます。

市県民税の申告は

二月十六日から、各地区に申告会場を設けて、申告の便宜をはかることになっていますので、なるべくお知らせの会場へおいでください。この日に都合のわるい方はさい。

方については、確定申告、給与支払報告書など、台帳照合をしたうえ、三月になってから、申告をされてない方にのみ申告書を送る予定です。

役所課税課へご連絡ください。
なお、四十五年中に転入された

農業所得標準をまる

は、水稻一〇アールあたり三万六
一〇〇円、畑は三つに区分され、
野菜畠一〇アールあたり一四万八
〇〇〇円、普通畠一級七万八一〇
〇円、二級五万七七〇〇円となっ
ています。

野菜畑の所得標準は農業従事者三人以上の専業農家に適用し、そのほかは大部分が一級普通畑標準を適用します。

また、第一種兼業農家などで、自家消費程度の畑については、二級普通畑標準が適用されます。

白色農業所得者については、農業所得額を市役所で計算し、確定申告書の中に資料を同封してありますので、計算に疑問があります。

45年度の農業所得標準

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 田畠所得 (10アールあたり) | |
| 水稻 (陸田を含む) | 3万6100円 |
| 水田 裏 作 | 8700円 |
| 野菜 畑 | 14万8000円 |
| 普通 畑 | 1級 7万8100円
2級 5万7700円 |
| 転作 普通 畑 | 3万6500円 |
| 2. 梨畠所得 (10アールあたり) | 7万1500円 |
| 3. 副業所得 | |

区分	単位	所得金額	摘要
肥育牛	販売1頭あたり	3万2400円	
乳牛	おす	1頭あたり	△7000円
仔牛	めす	"	0
肉豚	販売1頭あたり	1800円	
繁殖豚	母豚1頭あたり	2万9000円	生後60日
ブロイラー		0	
しいたけ	ほだ木100本あたり	5500円	

4. 特殊田畠所得

5. 養鶏所得	採卵用	1000羽未満 10羽あたり1900円 1000～3000羽未満 10羽あたり2500円
---------	-----	---

6. 乳牛所得

- ・標準外の経費
 - (1)雇人費のうち標準に組み入れた一定額をこえる金額
 - (2)土地改良費、水利費など
 - (3)小作料 田 10アールあたり 4000円
畑 10アールあたり 1500円
 - (4)災害による異常な費用と損失 (5)個別差があり、かつついでちじるしく多額の費用。個別に費用の実態を計算し、このうち農業認容部分の全額を標準外経費とする (6)動力耕うん機および農用自動車

		固定経費	比例経費
動力耕うん機	小型	3万3000円	1000円
	普通型	5万円	1000円
農用自動車	トラック	5万7000円	1800円
	ライトバン	4万3000円	1800円

(7)有線放送 2600円

税金の申告については市役所課税課へご相談ください。（電話64-2111）

市県民税だけ

申告する方

△大相模地区 2月26日
" 27日 市立第一体育馆

申告に必要な書類

は二月十六日から三月十五日まで(午前八時三十分から午後五時まで)市役所で毎日受けつけを行っています。

給食センターの1日

写真で見る
施設めぐり

増林地内にある学校給食センターは昭和44年9月から給食を開始して以来、すでに1年半になります。この給食センターは1日1万食分調理のできる大きな施設で最新式の器具が取り入れられています。育ち盛りの子どもをもつ親にとって、健全な体位の向上は、すべての方の願いです。給食センターでは、きょうもかわいいお子さんたちのためにおいしい栄養のあるものをと、つくり続けています。

中学校全校(5校)と小学校6校で計九四〇〇食ちかくつくられてあります。給食はパンと牛乳、副食で小学生は六〇〇～七〇〇カロリー、中学生は七〇〇～八〇〇カロリーです。給食費は小学生一食五六円～三錢で月一千円、中学生は六円～三錢で月二千円、中学生は一食六七円～三五錢で月一二〇〇円です。

しかし近年の物価高にはセンターや頭を痛めており、給食を開始して以来、昨年の十月小学生は一五〇円、中学生は一〇〇円をそれぞれ値上げせざるを得ませんで、したこんな中でセンターの所長さんは、(1)安価で良質な物資の購入法の検討、(2)共同献立に対する給食の質の向上の検討という二つを重点目標に、今後の給食活動をすすめていきたいと話しています。

▽頭の痛い物価高

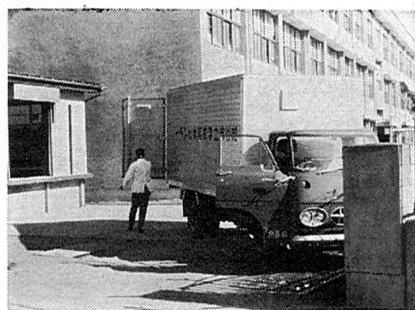
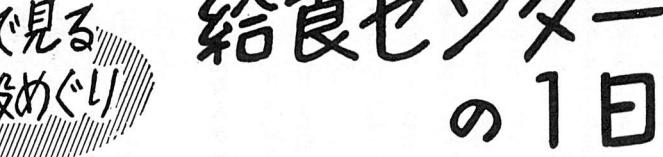
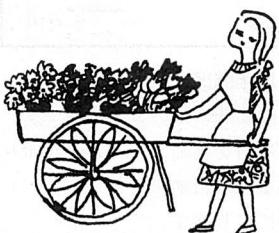
現今給食センターでは、市内で中学校全校(5校)と小学校6校で計九四〇〇食ちかくつくられてあります。給食はパンと牛乳、副食で小学生は六〇〇～七〇〇カロリー、中学生は七〇〇～八〇〇カロリーです。給食費は小学生一食五六円～三錢で月一千円、中学生は六円～三錢で月二千円、中学生は一食六七円～三五錢で月一二〇〇円です。

▽衛生管理は常に万全

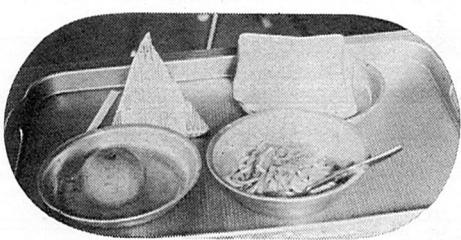
この給食センターには所長、栄養士、ボイラーマン、用務員が各一名、事務職員四名、調理員が男女四名、計三八名の職員があります。そして衛生管理は全員が月二回の便培養検査を受けるほかセンター内部の防鼠防虫作業、また食品は必ず熱を通し、食器も熱湯熱風消毒、それに調理台は逆性石けんであらうなど、細かい点にまで衛生管理はゆきとどいています。

第17回

越谷市青年文化祭



↑午前8時30分、「おはよう」のかけ声とともに一日の仕事がスタート、じゃがいもやタマネギの皮をむく人、ほう丁で切る人、揚げ物を揚げる人、味つけをする人と調理員さんたちは手を休める間もなく動き続けています。



リーキ心作 ←
一食五六円のハイカロ

↑午前10時半頃、そろそろできあがり、各学校のコンテナに入れ五台の車で次から次へと、児童、生徒の待つそれぞれの学校へ運ばれていきます。



楽しい昼食の時間、好き嫌いをなくすようにと、毎日ちがった献立にみんな満足そうでした。←



↑午後1時20分、学校に届けたコンテナを引き取り、使った食器等は、熱湯、熱風消毒をし、どんどん整理されてゆきます。

それが終ると次はあすの献立のしたごしらえ、ホッとして時計を見るともう5時ちかくをさしています。

このように休む間もなく、調理員さんたちは動き続け、よりおいしく、より栄養のあるものをと、毎日つくり続けています。

対象年齢	16歳から30歳
募集作品	絵画、書道、手芸、生花、写真その他
申込み	2月25日までに市教育委員会青少年教育係まで

参加者全員に記念品を用意しています。ふるって応募ください。

老後の安定と農業近代化に

農業者年金制度が発足

農業者年金制度が、一月一日に発足しました。農業者の老後生活の安定、後継者移譲による優秀な農業経営者の確保と経営の若返り経営規模の拡大という社会保障と農業近代化の両面をねらいとしてつくられたもので、国民年金にうわ乗せして扱われるものです。

農業者年金をとり扱うのは、昨年十月一日に設立した「農業者年金基金」で保険料徴収などの業務は今年の一月一日から始まっています。なおこの基金では、年金のほか離農給付金の交付や離農者からの農地等の買入れや売渡し、融資なども行ないます。農協は年金加入の受付け、保険料徴収、年金給付等の事務を扱い、農業委員会は年金加入の資格確認の事務を扱います。

どんな人が加入できるか
国民年金の被保険者で、一月一日現在五十五歳をこえない次に該当する方
▼当然加入者①経営面積が五〇アール以上の農業経営者
▼任意加入者①(1)経営面積が五〇アール以上あり、経営内容が当然加入者と同程度の農業経営主②農業生産法人の常時従事者で、法人の経営面積をその構成員の数で割った面積と個人の経営面積との合



計が五〇アール以上になる方
五〇アール以上の農家の後継者で引き続き三年以上農業に従事している方

60歳	65歳
経営移譲年金	
農業者年金比	所得付
国民年金給付	国民年金定期付
国民年金給付	国民年金定期付

歳になるまでは、八〇〇円に保険料を納めた月数を乗じた額。六五歳以降は、八〇円に保険料を納めた月数を乗じた額。

▼農業者老齢年金＝一〇〇円に保険料を納めた月数を乗じた額。なお、これらの年金額は、将来生活水準の向上等にあわせて改正されることになっています。

土地改良区組合費の算出については、毎年二月に土地改良区組合費算出の申告にもとづいて組合費算出の申告にもとづいて賦課計算してきました。

土地改良区賦課金は、従来、有者から賦課金を徴収することになりました。改良区から通知があり、土地の所持者（所有者）に賦課するよう、各土地の耕作者に、宅地その他（山林、原野、雑種地など）の地目につき、一度に納めることになります。

農地（田、畑）については、そ

の耕作者に、宅地その他（山林、原野、雑種地など）の地目につき、一度に納めることになります。

農地（田、畑）については、そ

の耕作者に、宅地その他（山林、原野、雑種地など）の地目につき、一度に納めることになります。

農地（田、畑）については、そ

の耕作者に、宅地その他（山林、原野、雑種地など）の地目につき、一度に納めることになります。

農地（田、畑）については、そ

の耕作者に、宅地その他（山林、原野、雑種地など）の地目につき、一度に納めることになります。

農地（田、畑）については、そ

の耕作者に、宅地その他（山林、原野、雑種地など）の地目につき、一度に納めることになります。

農地（田、畑）については、そ

の耕作者に、宅地その他（山林、原野、雑種地など）の地目につき、一度に納めることになります。

農地（田、畑）については、そ

耕作者負担から所有者負担に

十一月三十日 新方領、葛西、末田 なお、本年度も土地改良区賦課金の計算はコンピューターで処理するため、氏名はカナタイプで発送しますのでご注意ください。

引揚者交付金の請求をお忘れなく

受給には請求手続きを

老齢年金の支給まちか

いよいよ五月分から

ます。裁定請求は六五歳に達した

いません。

年金額は次の表のとおりで、毎

年、五月、八月、十一月、二月の

四期にそれぞれ前月の分まで支払

されます。

請求手続きについての問い合わせ

せます。

国民年金手帳を持参して手続きを

してください。代理の方でもかま

いません。

年金額は次の表のとおりで、毎

年、五月、八月、十一月、二月の

四期にそれぞれ前月の分まで支払

されます。

すでに市厚生課国民年金係では

ますが、支払機関を指定して

われますが、支払機関を指定して

いただきますのであらかじめ決め

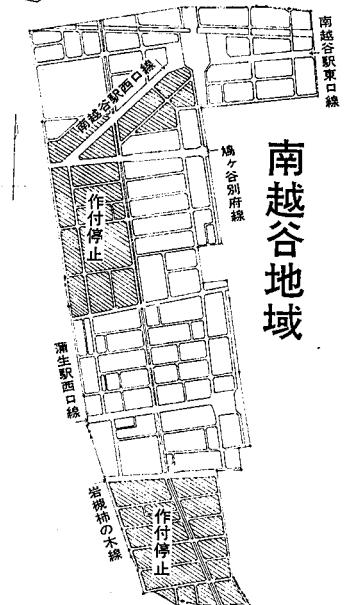
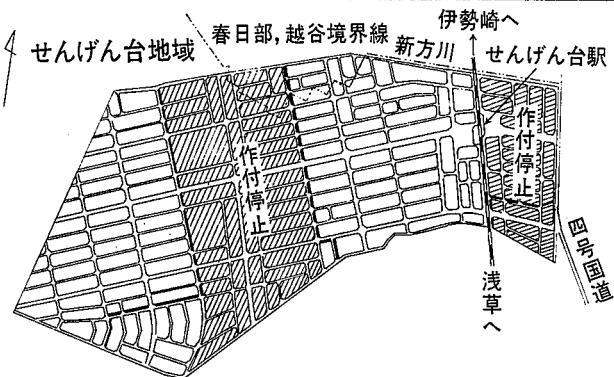
たうえでおいでください。

電話 (64) 二一一内線二九六

年齢別支給金額表	
請求するときの年齢	年金額
60歳以上	61歳未満
61歳以上	62歳未満
62歳以上	63歳未満
63歳以上	64歳未満
64歳以上	65歳未満
65歳	6万円

※この表は、10年間保険料をとどこおりなく納めた免除期間のない方の場合です。

※加算年金保険料を納めた方は表の年金額に(加算年金保険料納付月数×180円)を加えた額になります。



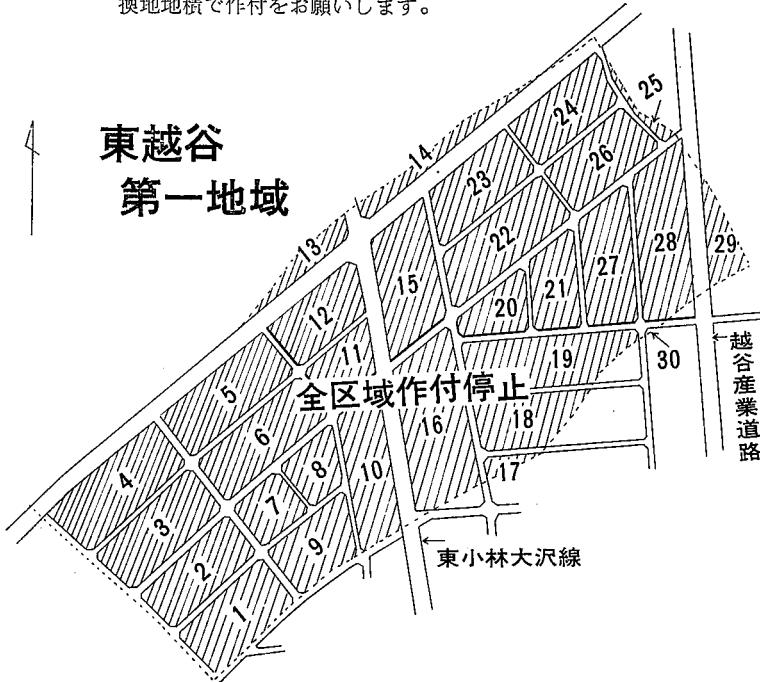
農作物の作付を停止

南越谷、千間台

東越谷第1の区画整理地内

南越谷、千間台、東越谷第1の各土地区画整理事業は、みなさんのご協力で、着々と工事がすすめられていますが、本年度は、工事の関係で次の略図のとおり農作物の作付を停止しますので、ご協力ください。なお、南越谷区画整理事業で、作付停止区域外のところでは、仮換地地積で作付をお願いします。

東越谷 第一地域



東小林、南越谷土地区画 整理地内の土地公売

受付けは2月20日～3月10日

東小林地区画整理および南越谷
谷土地区画整理地内(保留地)の一トル～三三九平方メートルでの
ベ九九一二平方メートル

土地四十三区画を公売します。

□受付け

2月20日～3月10日(午前9時～午後4時、市開発課で)

市開発課電話 (64) 二二一
内線 四七九既存権利届けは
二月二十四日までです

歳末たすけあい運動金品の配分

住みよい町づくりのための都市
計画法による区域決定が行なわ
れ、市街化調整区域内では、原則
として建物をたてることができな
くなりました。

しかし、区域区分決定の日(昭
和四十五年八月二十五日)以前に
市街化調整区域内に、自分が住む
家を建てる目的で所有している土
地(借地も含む)があり、そこに
自分の家を五か年以内に建てよう
と農地転用の許可を受けている方
は、決定の日から六か月以内に知
事に届け出をしておけば、市街
化調整区域内であっても家を建て
ることができます。

これを既存権利届けといふので
すが、すでに期限日も二月二十四
日とせまっています。この届け出
用紙は市建築課にありますので、
まだしない方は、急いで届
け出をすませましょう。

詳しいことについてのお問い合わせ
わせ先は

みんなが明るいほがらかなお正
月を迎えるようにと昨年十二
月いっぱい歳末たすけあい運動が
行なわれましたが、みなさんの暖
かいご厚意により、たくさんの金
品があつまりました。
それで次のとおり、めぐまれな
として取扱います。

□最低価格
一平方メートル当たり一万五二〇
円から、入札保証金は最低価格
の5%以上の現金、入札は3月15
日頃の予定です。

なお、詳細については、市開発
課で、また次号の広報でもお知ら
せします。

△北越谷二丁目の大沢庄一さんか
ら故人となられた奥さんの意志に
よって、老人ホーム順正苑および
越谷市善意銀行にと金一〇万円
市内とく名の方からだの不

種 別	対象者数	金 額	内 訳
生活保護世帯	137世帯	65万4000円 毛布代 13万7000円	世帯割 1000円 人頭割 1000円 毛布一世帯1枚、市 から一世帯1000円
準保護世帯	102世帯	41万4000円 毛布代 10万2000円	世帯割 1000円 人頭割 1000円 毛布一世帯1枚
老人ホーム入所者	52名	10万4000円	1人1000円。市から 1人1000円
生活保護法による入院者	68名	7万9000円 ねまき代 5万5760円	1人1000円とねまき 1枚 市から 1人1000円
結核で入院加療中の人	30名	4万4000円	28名に対し 1人1500円 2名に対し 1人1000円
児童養護施設への入所者	7名	7000円	1人1000円
ねたきり老人	141名	14万1000円	1人1000円、善意銀 行からねまき 1枚
交通遺児	45名	4万5000円	1人1000円、善意銀 行からケーキ 1コ
在宅重症心身障害児	27名	2万7000円	毛布 1人 1枚
重症心身障害児施設学校入所者	40名	4万円	1人1000円
県内施設慰問費		6万2350円	菓子 3万6600円 みかん 9箱 1万5750円 その他
市慰問金不足補充		5万7000円	
生保・身障者招待及び母と子の集い		8万9180円	
雑 費		1万4457円	現金、書留、小包料 4977円 その他

